

## 2-4 農林業改良普及手当(平成 14 年度、144 百万円)について検討すべきこと

農林業改良普及手当について監査を実施したところ、個別・具体の指摘事項はないが、同手当 144,561 千円(平成 14 年度。農業 117,577 千円、林業 26,983 千円)のあり方及び配置数についてその適正性を検討すべきである。

### 2-4-1 農林業改良普及手当とは何か

県では昭和 23 年に施行された農業改良助長法(以下、「助長法」という。)に基づき、国と県との協同事業として、農業経営や農村生活に関する技術及び知識を普及する協同農業普及事業を行っている。

助長法第 14 条の 2 第 1 項の規定により、県は専門技術員及び改良普及員を県内 10 箇所の農業改良普及センター等に配置しており、専門技術員の活動は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員を指導することにある。

また、改良普及員の活動は巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たることにある<sup>28</sup>。

林業においても森林法<sup>29</sup>を根拠として指導や普及のための林業専門技術員と林業改良指導員が林業総合センターや地方事務所に配置されている。

農林業改良普及手当は、農林業の指導・普及事業のために配置された専門技術員、改良普及員、林業専門技術員及び林業改良指導員(以下、「農林業普及員等」という。)に対して県が支給している手当である<sup>30</sup>。他方、その財源として、農林業における指導・普及事業には国の補助事業として交付金が措置されており<sup>31</sup>、農林業改良普及手当は一部国の補助により支給されている。農林業改良普及手当として下記の職員を対象として、その給与月額に支給率を乗じた額が支給されている。

#### (表) 支給対象職員と支給率

<sup>28</sup> 農業改良助長法第 14 条の 2 第 2 項、第 3 項。

<sup>29</sup> 森林法第 187 条第 3 項、農林事務次官依命通知(40 水調第 181 号)。

<sup>30</sup> 農業改良助長法第 14 条の 5、地方自治法第 204 条第 2 項、給与条例第 40 条の 2。

<sup>31</sup> 農業改良助長法第 13 条、森林法 193 条。

支給対象職員(農林業普及員等)		支給率
<ul style="list-style-type: none"> <li>試験研究機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究を行うとともに下記の事務に従事する職員を指導する事務又は病虫害防除所の発生育察事業及び防除に関する事務を職務とする職員。</li> </ul>	専門技術員	100分の8
	林業専門技術員	
<ul style="list-style-type: none"> <li>直接農業者等に接し、農業経営若しくは農村生活の改善又は林業に関する科学的技術及び知識を普及指導する事務を職務とする職員。</li> </ul>	改良普及員	100分の12
	林業改良指導員	

支給率は助長法等に規定する支給率の上限と同率となっている。また、農林業普及員等は、資格試験<sup>32</sup>に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ任用することができず、専門性への配慮から、農業普及員等については農業改良普及センター間の異動が主となっている。他方、林業普及員等については他の部署(行政部門)への人事異動も行われている。

#### 2-4-2 農林業改良普及手当の支給実績

平成14年度における農林業改良普及手当の支給実績は次のとおり、合計315人に対して144百万円が支給されており、1人当たり年458,926円となる。総額としても一人当たりの金額としても少なくない金額である。財源については、国庫等の負担が54百万円(約37.8パーセント)あり、県の負担は残額の約90百万円である。

(表) 平成14年度農林業改良普及手当支給実績

	農業	林業	合計
14年度手当合計額(円)	117,577,633	26,983,934	144,561,567
1人当たり	476,023	396,823	458,926
本手当てにかかる国庫補助額(円)	47,148,631	7,474,549	54,623,180
国庫負担率	40.1パーセント	27.7パーセント	37.8パーセント
配置先別人数 農業:普及セン	改良普及員 227人 佐久(30)	林業改良指導員 56人 佐久(5)	農林業普及員等 農業 247人

<sup>32</sup> 農林水産省省令の定めによる専門技術員資格試験、林業専門技術員資格試験と県が条例で定める改良普及員資格試験、林業改良指導員資格試験。

ター等 林業：地方事務 所等	上小(19) 諏訪(14) 上伊那(23) 下伊那(29) 木曾(11) 松本(33) 北安曇(11) 長野(37) 北信(20) 専門技術員 20 人 県庁(6) 農業総合試験場(7) 中信農業試験場(7)	上小(5) 諏訪(5) 上伊那(5) 下伊那(8) 木曾(6) 松本(6) 北安曇(4) 長野(7) 北信(5) 林業専門技術員 12 人 県庁(7) 林業総合センター(5)	林業 68 人  合計 315 人
平均年齢	43.5 歳	41.1 歳	—

農林業普及手当に関する過去5年間の推移は次のとおりで、普及員等の人数は若干減少傾向にあり、農業は指導対象世帯数も同様に若干減少傾向にある。

(別表1)

農 林 業 改 良 普 及 手 当 の 推 移

農 業

	普及員数 人	手当額 円	1人当たり 円	交付金 円	国庫負担率	指導対象 世帯数※ 戸	1人当たり 戸
平成10年度	265	116,073,998	438,015	45,617,081	39.3%	143,660	542
平成11年度	259	117,341,505	453,056	50,926,213	43.4%	142,040	548
平成12年度	254	116,501,496	458,667	46,134,592	39.6%	136,033	536
平成13年度	247	116,133,520	470,176	45,872,740	39.5%	133,760	542
平成14年度	247	117,577,633	476,023	47,148,631	40.1%	131,500	532

※平成12年度は農業センサスの総農家数。

その他の年は農林水産省「農業構造動態調査」の総農家数。

(農業センサスとは調査方法が異なるため、調査結果は連続しない。)

林 業

	普及員数 人	手当額 円	1人当たり 円	交付金 円	国庫負担率	指導対象 世帯数※ 戸	1人当たり 戸
平成10年度	70	22,240,038	317,715	6,116,010	27.5%	86,069	1,230
平成11年度	70	28,736,640	410,523	8,161,205	28.4%	86,069	1,230
平成12年度	70	24,536,244	350,518	6,722,930	27.4%	35,089	501
平成13年度	68	31,961,712	470,025	8,278,083	25.9%	35,089	516
平成14年度	68	26,983,934	396,823	7,474,549	27.7%	35,089	516

※農林業センサスの林家数。ただし、1990年センサスでは0.1h a 以上、2000年センサスでは1.0h a 以上を林家数としている。

平成 14 年度の巡回による指導実績は次のとおりである。

① 農業

○巡回により指導を行った農家等の数

個別農業者	農業関係集団	農業法人
93, 385人	17, 974集団	915法人

農業関係集団は、農業者が組織する任意の集団。(構成農業者数は、組織により異なる)

例:○○農業青年クラブ、△△りんご生産組合

農業法人は、法人格を持つ法人。

例:農事組合法人○○

○巡回指導を行った農業改良普及員、専門技術員の人数

改良普及員	専門技術員	合 計
227人(全員)	20人(全員)	247人(全員)

② 林業

○巡回により指導を行った林家等の数 53, 687人

○巡回指導を行った林業改良指導員、専門技術員の人数

林業改良指導員	専門技術員	合 計
56人(全員)	12人(全員)	68人(全員)

2-4-3 国庫補助事業に関する国の動向

農林業改良普及について国において見直しの動きがある。内閣府に設置されている経済財政諮問会議において「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 26 日)の中で、国庫補助負担金等整理合理化基本方針として、協同農業普及事業については、農業改良普及センターの必置規制の廃止とともに普及手当支給の上限規定を廃止し、あわせて、普及事業の重点化・効率化、普及職員の資質向上等により組織のスリム化を進め、これに沿った交付金の縮減を行うこと、また、林業普及指導事業についても、協同農業普及事業に準じた見直しを行うことをとりまとめた。

これを受け、農林水産省においては今通常国会(平成 16 年1月)において農業改良助長法の改正を予定しているところである。

2-4-4 農林業改良普及手当支給の妥当性

農林業改良普及手当の創設の歴史的な経緯は、①科学的な技術及び知識、教育的な指導能

力を必要とすること②巡回指導を主とする不規則かつ強度の勤務を伴うことといった農林業の改良普及事業に係る職務の特殊性に鑑みて、昭和 38 年に農業改良普及手当(農業改良普及職員を対象)が、昭和 39 年度に農林業改良普及手当(農林業の改良普及職員を対象)がそれぞれ措置されたというものである。平成 14 年度の 1 人当たりの平均支給額は 458,926 円であり、この他に超過勤務手当、出張旅費は一般職員と同様に別途支給されている。

ここで、「職務の特殊性」という手当支給の根拠に立ち返り、特殊勤務手当(本報告書・第二編 58 頁「1-6 特殊勤務手当について」参照。)と比較した場合、農林業改良普及手当はかなり高額な手当であるといえる。確かに、農林業改良普及手当は助長法等の特別の法律に規定により支給されているものであるが、農林業を取り巻く環境や担い手の在り方が大きく変化する中で、改良普及事業制度創設時と同じ仕組みにより支給が継続されていることについては、再検証を要する状態といえる。すなわち、作業の困難性を明らかにし、特殊勤務手当との均衡を図った上で、手当の支給の妥当性について、根本から検討すべきである。

#### 2-4-5 普及員等の配置数の妥当性

農業の改良普及事業は、戦後の食糧増産の必要性から農林水産省と地方公共団体が協同して行ってきたものである。農業を取り巻く環境が激変し、食糧自給率の低下、農家の高齢化や農業の担い手の減少等取り組むべき課題は多様化しており、当監査人として、改良普及行政の必要性や普及活動の有効性<sup>33</sup>を直ちに否定するものではない。しかし、指導対象農家数等の減少傾向は続いている一方、取り組むべき課題は多様化しているが、315 人(平成 14 年度)という配置数が妥当かどうかを検証する必要があると考える。その際には、農業改良普及行政をめぐる環境変化を踏まえた上で、農業協同組合の指導員などの配置といった民間の活用等も視野に入れ、適正な人員数の配置について検討すべきである。

## 2-5 教員の勤務時間の管理について検討すべきこと

教員の勤務時間の管理の状況について監査を実施したところ、個別・具体の指摘事項はないが、その適正を確保し、かつ県民に対する説明責任を果たすことができるように、下記のとおり、管理体制の見直しを検討すべきである。以下では、当監査人が実地に監査を実施した県立高等学校(以

---

<sup>33</sup> 農業改良普及センターにおいて実施している「普及活動」を広い視野から適切に評価し、次年度の普及活動に反映していくため、外部有識者が主体となった外部評価を上伊那、木曾、北安曇の普及センターにおいて実施した(平成 14 年度)。報告書によれば、「限られた人員で多様な事業に対応している」、「人の心に残る活動である」、「地域に密着している」など総合的には高い評価を得ているが、「本当に密度の濃い活動ができているのか疑問を感じる」という評価もあった。

下、「当該県立高校」という。)の状況を踏まえながら検討する。

#### 2-5-1 教員の勤務時間

教育職員の勤務時間については、平成14年度から学校週5日制が完全実施されたことにより、特別の形態によって勤務する必要がある教員以外の教員については、土曜日及び日曜日は週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)とされており、週休日の指定は必要がなくなった。そこで、現在は、一般職の職員と同様、勤務時間は1週間につき40時間とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき勤務時間が8時間となるように校長が割り振っている。また、週休日に勤務を要する場合には、その都度週休日の振替を行うこととしている<sup>34</sup>。

教員の勤務時間は長野県立学校職員服務規程<sup>35</sup>に規定されているが、一般職の職員のように具体的な勤務時間に関する規程<sup>36</sup>がない。そこで、1日8時間の勤務時間の割振りについては、学校運営に応じて学校長が定めている<sup>37</sup>。県教育委員会の調べでは、ほとんどの学校が、

- ① 全日制については、午前8時30分から午後5時15分まで、  
若しくは、
- ② 定時制については、午後1時から午後9時45分まで、  
となっている。

勤務場所(学校)における勤務については校長、教頭が直接確認しており、勤務場所を離れる場合は、職員から提出される研修承認願、旅行命令票等の服務上の届出により管理している。

#### 2-5-2 教員の勤務時間の管理

---

<sup>34</sup> 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第1項、第4項、第5項及び第7項、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第2条第1項、「完全学校週5日制の実施に伴う公立学校の教職員の勤務時間の取扱いについて(通知)」文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主幹課長宛て、昭和14年3月4日・13初企第28号。

<sup>35</sup> 平成2年3月31日 教育委員会訓令第5号。

<sup>36</sup> 長野県職員服務規程(昭和40年11月22日 訓令第16号)第21条は、一般職の職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分と規定している。

<sup>37</sup> 「学校職員の勤務時間等に関する規定の運用等について」の廃止について(通知)(教育長、県立高等学校長、県立盲・ろう・養護学校長宛て、平成14年7月11日・14教高第171号・14教特第146号)により、知事部局の「完全週休2日制の実施に伴う勤務時間等の整備について」(平成4年7月27日4人第98号)に準じて取り扱われている。

当該県立高校における勤務時間及び出勤管理の状況は次のとおりである。

平成 14 年度からの学校週 5 日制の完全実施に伴い、土曜日及び日曜日は週休日となっている。

① 勤務時間

全日制 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

定時制 午後 12 時 45 分から午後 9 時 30 分まで

② 出勤管理の方法

出勤簿はなく、勤務開始時刻までに出勤するという教員個人のモラルと、教頭の見視により出勤を確認しているのみである。

学校側の説明によれば、以前は出勤時間の遅い教員も存在していた可能性もあったとのことであるが、職員連絡会で出勤時間の周知徹底を図り、現在は全ての教員において上記勤務時間が厳守されているとのことである。しかし、出勤簿がないため、帳簿において、出勤の事実はもちろんのこと、出勤時刻、退勤時刻とも把握することはできず、全ての教員が所定の 8 時間勤務を行っているかどうかについて、第三者によって確認をすることはできない。また、年間の勤務日数を確認する必要が生じた場合には、年間勤務日数から休暇日数を差し引いて間接的に算出することしかできず、勤務記録の管理という観点から問題がある。

### 2-5-3 教員の勤務時間の実態について

当該県立高校の説明によれば、多くの教員は生徒の教育、クラブ活動指導等熱心に行っており、定時に帰る職員は少なく、所定の 8 時間以上の勤務を行っているということである。しかし、一日当たり 8 時間の勤務をしていないのではないかと、この疑念を周囲の住民等に抱かれることも時々起きているようである。教員の場合、職員室における執務時間は比較的少なく、上司の目の届かない場所での勤務時間が長い。これは、教育職であること、あるいは研究職であることの帰結でもある。しかし、現行の出勤管理では勤務時間の実態を把握することは不可能であり、また、教員のモラルに全面的に依存することは最善の方策とは考え難い。

本報告書・第二編 29 頁「1-2-1 給料及び手当の種類」においても述べたが、給料は、正規の勤務時間により勤務に対する報酬として、給与条例の定めるところにより支給されるものである<sup>38</sup>。例えば、当該県立高校の場合、定時制の教員の勤務時間は午後 12 時 45 分からとされているが、第 1 校時の授業が午後 5 時に開始するため、仮に午後 4 時に出勤したとしても、担当する授業を行うことは十分に可能である。もし、これを重ねる教員がいた場合に、この事実を確認することがで

---

<sup>38</sup> 一般職の職員の給与に関する条例第 5 条、長野県学校職員の給与に関する条例第 4 条第 1 項。

きずに漫然と給与を支給する事態が発生すれば、所定の勤務時間に満たない部分について、違法な公金の支出となる。

この点、他の地方公共団体の例として、東京都では、平成 15 年度 4 月より、都立高等学校及び高等専門学校全 214 校の教職員に対し、タイムカードを導入して出勤管理を行うと報じられている<sup>39</sup>。これについては、学校現場における教育職という特殊性を鑑みた場合、行政職と同様にタイムカードによる厳格な管理方法をとることの妥当性を疑問視する意見もあるかもしれない。また、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法<sup>40</sup>(以下、「特別措置法」という。)及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例<sup>41</sup>の規定により、教員にはその職務と勤務態様の特殊性に基づき教職調整額(給料月額 100 分の 4)が支給されているが、他方、同条例第 5 条第 1 項は「教育職員については、(中略)原則として正規の勤務時間外の勤務(中略)を命じない」と規定しており、教員の超過勤務に対する給与の保証がなされていないという問題もある。

しかし、具体的な勤務時間に関する規程もなく、出勤簿もない現在の出勤管理では出勤、退勤の時間について対外的に説明することができず、勤務記録の管理の面から見た場合に極めて脆弱な管理体制であるといえる。

長野県では教員に限らず一般行政職においても出勤簿がなく、職員個人の自主的な管理と直属の上司による目視により出退勤を確認している。県職員からは「出勤簿がないことで、今まで特に問題がなく、出勤簿の必要性を感じなかった」との意見を聞いている。しかし、職場の規律やモラルの低下を未然に防ぎ、県民への説明責任を果たすために、教員の勤務時間を定める規程<sup>42</sup>の整備等を含めて、勤務時間について点検・検証が可能な、内部牽制機能が働く管理体制の構築を検討すべきものと考ええる。

## 2-6 教員の職務専念義務免除研修(主に、いわゆる「自宅研修」)について検討すべきこと(年額 478 百万円)

---

<sup>39</sup> 毎日新聞(平成 14 年 8 月 21 日)による。また、本庁舎勤務職員については平成 2 年にタイムカードが導入済である。

<sup>40</sup> 第 8 条

公立の義務教育諸学校等の教育職員については、第 3 条及び第 4 条に規定する国立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する事項を基準として教職調整額の支給その他の措置を講じなければならない。

<sup>41</sup> 昭和 46 年 12 月 23 日長野県条例第 58 号。

<sup>42</sup> 岩手県では「教育職員等の勤務時間に関する規則 昭和 32 年 1 月 14 日 教育委員会規則第 7 号」の第 3 条により教員の勤務時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分と規定している。

教員の職務専念義務免除研修(主に、いわゆる「自宅研修」)について監査を実施したところ、特段の指摘事項はないが、一部に改善を検討すべき事項がある。

#### 2-6-1 いわゆる「自宅研修」の概要

教員の研修機会について、教育公務員特例法第20条第1項は、「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。」と規定し、また、同条第2項は、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」と規定している。

他方、地方公務員法第35条において、地方公務員には、「職務に専念する義務」が課されている。そこで、教育職員が教育公務員特例法第20条第2項により研修を行おうとする場合は、長野県学校職員服務規程第21条により、研修承認願を校長に提出し、承認を受けなければならない。この教育公務員特例法第20条第2項に基づく職務専念義務を免除されて行う研修(以下、「職専免研修」という。)のうち、研修場所が自宅であるものが、いわゆる「自宅研修」のことである。

自宅研修は、多くは教員が自らの自宅において授業の準備や教材の研究等を行なうものであるが、第三者がその状況を確認することができない。そこで、当監査人としては、こうした自宅研修の状況を明らかにするとともに、県や学校がこれを適正に管理しているかどうかという視点から監査を実施することにした。

#### 2-6-2 自宅研修の実態

長野県高等学校の自宅研修の平成14年度実績は次のとおりである。研修日数は延べ14,189日、職員1人当たり年間3日の自宅研修を行っている。これを人件費換算すると、自宅研修に係る人件費は478百万円と推定することができ、金額的にも相当の公金を教員の勤務場所外研修に投入しているといえることができる。

(別表2)

## 平成14年度 長野県高等学校自宅研修実施状況

NO	学校名	教員数 (人)	①勤務 延べ日数 (日)	②研修 延べ日数 (日)	③自宅 研修 取得割合 ②÷①	④人件費総額 (円)	自宅研修 人件費 ④×③ (円)	1人当たり平均	
								日数 (日)	人件費 (円)
1	飯山照丘	19	4,730	6	0.13%	141,574,950	179,588	0	9,452
2	飯山北	34	8,845	21	0.24%	293,409,948	696,621	1	20,489
3	飯山南	33	8,806	106	1.20%	290,088,542	3,475,396	3	105,315
4	下高井農林	33	8,272	87	1.05%	293,087,472	3,082,521	3	93,410
5	中野	30	7,527	272	3.61%	253,880,288	9,157,499	9	305,250
6	中野実業	63	16,340	201	1.23%	574,664,714	7,069,225	3	112,210
7	中野西	48	12,738	24	0.19%	427,251,914	804,997	1	16,771
8	須坂商業	32	8,165	16	0.20%	277,450,936	543,722	1	16,991
9	須坂東	41	10,897	113	1.04%	358,883,990	3,721,565	3	90,770
10	須坂	55	14,227	178	1.25%	512,791,770	6,415,980	3	116,654
11	須坂園芸	38	9,655	34	0.35%	340,404,106	1,198,730	1	31,546
12	北部	27	7,028	23	0.33%	228,102,586	746,494	1	27,648
13	長野吉田	67	17,033	66	0.39%	604,797,988	2,343,490	1	34,977
14	長野	68	17,718	223	1.26%	623,095,370	7,842,544	3	115,332
15	長野西	72	18,269	299	1.64%	654,395,826	10,710,184	4	148,753
16	長野商業	69	18,114	363	2.00%	615,929,956	12,343,081	5	178,885
17	長野東	50	13,295	171	1.29%	455,415,400	5,857,543	3	117,151
18	長野工業	96	24,505	369	1.51%	887,356,062	13,361,942	4	139,187
19	中条	23	5,792	23	0.40%	193,323,329	767,686	1	33,378
20	犀峽	20	5,083	25	0.49%	165,194,806	812,567	1	40,628
21	長野南	48	12,575	1	0.01%	382,955,318	30,454	0	634
22	篠ノ井	64	16,878	213	1.26%	581,039,330	7,332,704	3	114,573
23	更級農業	41	10,179	9	0.09%	354,178,995	313,171	0	7,638
24	松代	47	12,281	275	2.24%	414,470,634	9,280,956	6	197,467
25	屋代	61	16,083	126	0.78%	544,459,645	4,265,625	2	69,928
26	屋代南	42	10,592	272	2.57%	353,468,388	9,076,983	6	216,119
27	坂城	26	6,670	95	1.42%	217,575,691	3,098,904	4	119,189
28	上田千曲	78	20,220	318	1.57%	710,367,920	11,171,958	4	143,230
29	上田	72	19,083	273	1.43%	646,334,079	9,246,408	4	128,422
30	上田染谷丘	61	15,456	174	1.13%	519,545,634	5,848,922	3	95,884
31	上田東	56	14,831	488	3.29%	503,606,420	16,553,714	9	295,602
32	丸子実業	62	16,051	135	0.84%	493,619,425	4,151,680	2	66,963
33	東部	34	8,508	214	2.52%	300,555,499	7,559,812	6	222,347

NO	学校名	教員数 (人)	①勤務 延べ日数 (日)	②研修 延べ日数 (日)	③自宅 研修 取得割合 ②÷①	④人件費総額 (円)	自宅研修 人件費 ④×③ (円)	1人当たり平均	
								日数 (日)	人件費 (円)
34	蓼科	23	6,242	10	0.16%	189,851,367	304,152	0	13,224
35	望月	24	6,105	63	1.03%	198,718,507	2,050,658	3	85,444
36	小諸商業	45	11,720	130	1.11%	402,486,346	4,464,439	3	99,210
37	小諸	49	12,880	74	0.57%	422,683,863	2,428,463	2	49,560
38	軽井沢	32	8,211	25	0.30%	261,072,695	794,887	1	24,840
39	北佐久農業	39	9,714	4	0.04%	326,573,597	134,475	0	3,448
40	岩村田	62	16,419	89	0.54%	533,575,803	2,892,362	1	46,651
41	野沢北	52	13,256	81	0.61%	456,412,660	2,788,882	2	53,632
42	野沢南	51	13,206	147	1.11%	465,754,516	5,184,455	3	101,656
43	白田	54	13,668	142	1.04%	440,846,541	4,580,056	3	84,816
44	小海	24	6,141	3	0.05%	192,172,677	93,880	0	3,912
45	富士見	39	9,993	143	1.43%	277,153,305	3,966,069	4	101,694
46	茅野	33	8,474	127	1.50%	268,241,411	4,020,139	4	121,822
47	諏訪実業	45	11,656	181	1.55%	365,909,685	5,666,326	4	125,918
48	諏訪清陵	46	12,109	184	1.52%	393,980,535	5,986,656	4	130,145
49	諏訪二葉	40	10,461	131	1.25%	354,765,581	4,442,624	3	111,066
50	下諏訪向陽	42	10,982	268	2.44%	349,307,686	8,524,354	6	202,961
51	岡谷東	39	9,974	196	1.97%	303,235,264	5,958,904	5	152,792
52	岡谷南	41	10,987	68	0.62%	351,426,673	2,175,026	2	53,049
53	岡谷工業	79	21,042	537	2.55%	654,759,763	16,709,723	7	211,515
54	辰野	38	9,698	80	0.82%	323,486,302	2,668,616	2	70,227
55	箕輪工業	48	12,165	67	0.55%	393,369,740	2,166,525	1	45,136
56	上伊那農業	49	12,310	130	1.06%	452,069,872	4,774,287	3	97,434
57	高遠	27	7,074	72	1.02%	228,084,860	2,321,474	3	85,981
58	伊那北	55	14,210	510	3.59%	479,910,072	17,224,077	9	313,165
59	伊那弥生ヶ丘	45	11,777	195	1.65%	401,743,200	6,634,886	4	147,442
60	赤穂	55	14,361	241	1.68%	495,783,319	8,320,018	4	151,273
61	駒ヶ根工業	37	9,578	101	1.05%	309,272,926	3,261,283	3	88,143
62	松川	34	8,627	245	2.84%	288,312,555	8,187,849	7	240,819
63	飯田	61	15,911	101	0.63%	515,744,285	3,273,847	2	53,670
64	飯田風越	58	15,295	231	1.51%	484,940,281	7,324,280	4	126,281
65	飯田工業	50	12,778	283	2.21%	446,079,817	9,879,913	6	197,598
66	飯田長姫	59	15,109	240	1.59%	542,736,944	8,621,144	4	146,121
67	下伊那農業	46	12,520	81	0.65%	405,880,063	2,625,901	2	57,085
68	阿智	26	6,863	106	1.54%	217,133,255	3,353,654	4	128,987

NO	学校名	教員数 (人)	①勤務 延べ日数 (日)	②研修 延べ日数 (日)	③自宅 研修 取得割合 ②÷①	④人件費総額 (円)	自宅研修 人件費 ④×③ (円)	1人当たり平均	
								日数 (日)	人件費 (円)
69	阿南	24	6,257	67	1.07%	179,164,356	1,918,493	3	79,937
70	蘇南	32	8,384	60	0.72%	213,658,931	1,529,139	2	47,786
71	木曾	49	12,742	216	1.70%	406,987,140	6,899,170	4	140,799
72	木曾山林	31	7,919	62	0.78%	230,704,627	1,806,249	2	58,266
73	塩尻志学館	53	13,725	166	1.21%	447,374,700	5,410,871	3	102,092
74	田川	49	12,698	78	0.61%	388,375,459	2,385,674	2	48,687
75	梓川	33	8,515	146	1.71%	262,915,896	4,508,012	4	136,606
76	松本工業	77	20,392	631	3.09%	696,191,061	21,542,593	8	279,774
77	松本県ヶ丘	55	14,277	174	1.22%	505,315,173	6,158,495	3	111,973
78	松本美須ヶ丘	49	12,947	158	1.22%	436,186,883	5,323,050	3	108,634
79	松本深志	55	14,176	91	0.64%	487,713,058	3,130,777	2	56,923
80	松本蟻ヶ崎	50	13,197	243	1.84%	448,168,851	8,252,257	5	165,045
81	松本筑摩	68	16,855	594	3.52%	636,390,964	22,427,543	9	329,817
82	明科	34	8,853	139	1.57%	292,908,882	4,598,931	4	135,263
83	豊科	43	11,551	230	1.99%	371,932,344	7,405,804	5	172,228
84	南安曇農業	44	11,115	92	0.83%	378,438,604	3,132,375	2	71,190
85	穂高商業	31	8,000	121	1.51%	269,959,759	4,083,141	4	131,714
86	池田工業	44	11,408	302	2.65%	419,785,291	11,112,829	7	252,564
87	大町	31	8,369	79	0.94%	274,050,616	2,586,928	3	83,449
88	大町北	26	7,005	0	0.00%	218,722,487	0	0	0
89	白馬	26	6,669	43	0.64%	204,054,859	1,315,693	2	50,604
	計	4,061	1,053,010	14,189	1.35%	35,175,752,841	<b>478,394,974</b>	3	117,802

教員が自宅研修に係る手続きは、まず、事前に日時、場所及び連絡先、目的、内容について申請を行い、校長の承認を受けた上で実施し、研修後は速やかに研修報告書を提出するというものである。研修内容は教員の職務内容と密接に関係し、真に教員の指導力向上につながるものであることが必要であり、このため、承認権者である校長は、研修内容を十分に把握するとともに、学校運営に対する支障の有無等について諸般の事情を配慮してその当否を判断した上で、承認を与えなければならない。

実地に監査を実施した県立高等学校(以下、「当該県立高校」という。)では自宅研修は「承認研修」と呼ばれ、平成14年度の承認研修申請書及び同報告書の通査による監査を実施したが、手続きについては特段に指摘すべき事項は発見されなかった。

しかし、同報告書のうち研修内容については、副教材の写しを添付するなど、詳細な報告もある一方で、簡略な記載が多く、3日間の研修を一行で記載している例が見受けられた。例えば、「ほぼ予定通り完了する」、「〇〇の考え方」、「〇〇の応用」などの記載である。

県民による評価として、一般的に、「先生の夏休みは長くてうらやましい」などと見られる傾向のある中、平成14年4月の完全5日制導入後について、民間調査では「先生の休みが増えるだけではないか」という批判の声もある<sup>43</sup>。これに対して、文部科学省では、都道府県教育委員会へ次の内容を通知し、教員の勤務管理の適正化を図ることを求めている。

<平成14年3月通知<sup>44</sup>の概要>

- ① 教員の休暇について長期休暇期間中のいわゆる「まとめ取り方式」を廃止し、毎土曜日及び日曜日を週休日とすること。
- ② 職専免研修については、事前の研修計画や研修後の報告書の提出により、研修内容の把握・確認を徹底すること。

<平成14年度7月通知<sup>45</sup>の概要>

- ① 職専免研修は、職務に専念する義務の特例として設けられているものであるが、当然のことながら、教員に「権利」を付与するものではなく、職専免研修を承認するか否かは、所属長たる校長が、その権限と責任において、適切に判断して行うものであること。
- ② その承認は、研修の実態を伴わないものはもとより、職務と全く関係ないもの、職務への反映が認められないもの、など不相当と考えられるものへの承認は適当でないこと。
- ③ 自宅の場合、保護者や地域住民等の誤解のないよう、内容を把握することはもちろん、自宅で研修を行う必要性の有無等についても判断すること。
- ④ 事前の研修計画書、後の報告書の提出等により内容の把握につとめる。形式も保護者・地

---

<sup>43</sup> 2002年7月9日、読売新聞。

<sup>44</sup> 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知、各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主幹課長宛て、昭和14年3月4日・13初初企第28号。

<sup>45</sup> 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知、各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主幹課長宛て、昭和14年7月4日・14初初企第14号。

域住民の理解を得られるものとなるよう努めること。

⑤ 「自宅研修」との名称は「承認研修」等に見直すことも考えられること。

文部科学省は、この通知において「「自宅研修」名目の休暇は認めない」という強い姿勢を示していると言えるが、裏を返せばこれまでは「自宅研修」という名の休暇がまかり通っていた事実が一部に認められたと推測することもできなくもない。

当該県立高校においても事前の研修計画、事後の研修報告はなされているが、報告文の記載があまりに簡略であり、研修内容が第三者からは不明確なものが散見された。文部科学省の通知によれば、「④事前の研修計画書、後の報告書の提出等により内容の把握につとめる」とされているのであるが、県立学校において、上記のような簡略な記載が一般的に行なわれているとすれば、校長等によるチェック機能が十分といえるのかどうか疑問が生じるし、県民による説明要求(情報公開請求による場合なども想定すべきである)に適切に対応することができないという問題がある。

### 2-6-3 自宅研修の成果向上のために検討すべきこと

自宅研修に係る人件費は、前述のとおり総額約 4 億 8700 万円という金額である。また、教員の長い休みが、「本当に研修をしているのか、休暇ではないか」などと保護者の疑念を呼ぶようなことがあれば、学校教育に対する信頼を損なうことにもなりかねない。そこで、本研修の成果の向上と保護者や地域住民に誤解や疑念を生じさせないように、事後報告書を一定の範囲内で公(例えば、学校のホームページで公開するなど)にすることも検討されるべきである。文部科学省の通知も、「④〔中略〕形式も保護者・地域住民の理解を得られるものとなるよう努めること。」としており、外部に開示することについて、否定的とも思われない記述をしている。

教育公務員特例法第 19 条第 1 項の趣旨は、「教員はその職責を果たすために、自主的な専門研究と人間的な修養に努めなければならない、それは単に教育に従事する者の義務としてのみでなく、権利としても研修をなし得るような機会を持たなければならない」<sup>46</sup>ということにあり、その研修内容や成果が、住民の疑念を招くようでは法律の趣旨に反する。研修事後報告書を一定の範囲内で公表することは、創意工夫と自由な発想による教員の自主的な研究活動を妨げるものでもないと考えられる。

さらに、文部科学省の通知にある、「③自宅の場合、保護者や地域住民等の誤解のないよう〔中略〕、自宅で研修を行う必要性の有無等についても判断すること。」の記述に注目する必要がある。すなわち、「自宅で研修する必要性」が審査(校長等によって)されなければならないということである。すなわち、安易に、「学校に出勤する必要がないから自宅で研修する」、ということを肯定してはいけないのであり、あえて自宅で研修する積極的な必要性があるかどうか審査されなければならない

<sup>46</sup> 昭和 23 年の衆議院文部委員会における文部省辻田調査局長の教育公務員特例法第 19 条に関する法案説明答弁より。

ないものと解するのが自然であろう。

## 2-7 学校で実施されているいわゆる「業者テスト」に係る金銭の授受について検討すべきこと(教員の監督料 26 百万円など手数料 39 百万円)

学校で実施されているいわゆる「業者テスト」について監査を実施したところ、個別・具体の指摘事項はないが、業者テストの実施に係る金銭の授受(教員が受け取る監督料 26 百万円など、業者からの手数料 39 百万円)について、その方法の改善を検討すべき部分がある。

### 2-7-1 「業者テスト」の開催状況

長野県立の高等学校では、進学対策としての予備校等の各種民間企業による進学模擬試験(以下、「業者テスト」という。)を、学校を会場として開催している場合が多い。この業者テストに係る金銭の授受等に問題がないか監査を実施した。

平成 14 年度の開催状況は次のとおりである。

全日制本校	89 校中	78 校
延べ回		1,033 回
受験者数人		128,014 人
受験料の総額		331,380 千円

監査の結果、注目すべきこととして、実質的に業者から学校側が受け取る手数料として、生徒から徴収した受験料と、業者への送金額(業者テストのパンフレットに記載された業者指定額×受験者数)との間に差額が発生しており、その差額が手数料として学校側に残る仕組みが存在することである。また、これらの収支は、すべて学校の公金としては扱われていない。平成 14 年度の場合、その差額の総額は 39,128 千円(別表 3 太枠)である。

この差額(業者からの手数料)のうち、高等学校の教員に対して監督料として 26,130 千円が支払われている。業者テストは、全日制普通科のある高校では、最多 39 回、1 校当たり平均 15 回が開催されており、大学進学指導に必須のものであり、もはや学校による進路指導の一環となっている。

また、業者による学校施設の使用については、使用許可の手続きはなされておらず、これに関する使用料の徴収も行なわれていない。

(別表3)

## 平成14年度 長野県高等学校における業者テストの実施状況

学校 番号	学校名		実施 回数	受験者数	前 期 繰越金 ①	受験料総額 ②	業者への 送金額 ③	業者からの 手数料 ④=②-③	収入合計 ⑤=①+④	収入合計⑤の用途			翌 期 繰越金 ⑨=⑤-⑥ -⑦-⑧	現金の管理方法 (出納簿の有無)
										試験監督料 ⑥	生徒への 払戻 ⑦	学年会計へ の繰入 ⑧		
1	飯山照丘	全普通	10	65	0	108,900	108,900	0	0	0	0	0	0	出納簿無(領収書保存)
2	飯山北	全普通	16	1,906	0	5,475,000	4,677,100	797,900	797,900	453,000	83,900	261,000	0	出納簿有
3	飯山南	全普通	16	538	0	1,081,450	1,050,900	30,550	30,550	30,550	0	0	0	出納簿有
4	下高井農林		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	中野	全普通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	中野実業		1	220	0	206,800	206,800	0	0	0	0	0	0	出納簿無
7	中野西	全普通	34	4,005	131,543	11,075,100	9,284,100	1,791,000	1,922,543	1,320,000	279,117	124,876	198,550	出納簿有
8	須坂商業		3	472	0	553,240	553,240	0	0	0	0	0	0	出納簿有
9	須坂東	全普通	21	490	0	1,133,280	1,014,230	119,050	119,050	83,850	35,200	0	0	出納簿有
10	須坂	全普通	16	4,342	0	11,695,000	11,137,000	558,000	558,000	558,000	0	0	0	出納簿有
11	須坂園芸		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	北部	全普通	5	400	0	593,640	554,840	38,800	38,800	38,800	0	0	0	出納簿無(振込票有)
13	長野吉田	全普通	25	4,983	356,397	15,166,800	13,539,100	1,627,700	1,984,097	1,792,000	172,020	20,077	0	出納簿有
14	長野	全普通	30	7,032	269,147	17,142,720	15,625,170	1,517,550	1,786,697	1,484,500	95,945	0	206,252	出納簿有
15	長野西	全普通	24	3,868	0	10,653,250	9,623,960	1,029,290	1,029,290	870,000	0	6,640	152,650	1・2年出納簿有、3年無
16	長野商業		8	785	0	1,252,010	1,210,210	41,800	41,800	41,800	0	0	0	出納簿有
17	長野東	全普通	14	3,259	0	6,778,730	6,505,120	273,610	273,610	146,190	6,000	84,820	36,600	出納簿有
18	長野工業		1	303	0	310,000	279,000	31,000	31,000	0	31,000	0	0	出納簿有
19	中条	全普通	2	63	0	105,300	105,300	0	0	0	0	0	0	出納簿無
20	犀峽	全普通	4	58	0	134,200	134,200	0	0	0	0	0	0	出納簿有
21	長野南	全普通	21	725	0	1,972,250	1,711,350	260,900	260,900	260,900	0	0	0	出納簿無(その都度精算)
22	篠ノ井	全普通	19	3,890	0	10,874,500	9,479,950	1,394,550	1,394,550	1,039,640	101,100	0	253,810	出納簿無(通帳管理)
23	更級農業		3	9	0	20,800	20,800	0	0	0	0	0	0	出納簿無(その都度精算)
24	松代	全普通	6	899	0	1,251,830	1,241,010	10,820	10,820	10,000	0	820	0	出納簿有
25	屋代	全普通	23	5,147	249,213	14,575,850	12,728,130	1,847,720	2,096,933	1,582,000	249,213	52,850	212,870	出納簿有
26	屋代南	全普通	3	43	0	66,200	66,200	0	0	0	0	0	0	出納簿無
27	坂城	全普通	2	87	0	158,800	145,750	13,050	13,050	13,050	0	0	0	出納簿無
28	上田千曲		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	上田	全普通	18	4,251	300,762	12,226,000	10,741,250	1,484,750	1,785,512	1,144,000	0	379,012	262,500	1・2年出納簿無(通帳管理)、3年出納簿有
30	上田染谷丘	全普通	14	1,917	0	4,612,250	4,148,950	463,300	463,300	400,000	0	0	63,300	1・2年出納簿有、3年出納簿無(精算済)
31	上田東	全普通	27	1,075	0	2,532,350	2,212,840	319,510	319,510	221,000	0	0	98,510	出納簿無(通帳管理)
32	丸子実業	全普通	2	30	0	45,000	45,000	0	0	0	0	0	0	出納簿無(その都度精算)
33	東部	全普通	1	150	0	187,200	187,200	0	0	0	0	0	0	出納簿有
34	蓼科	全普通	4	244	0	430,150	430,150	0	0	0	0	0	0	1・3年出納簿有、2年出納簿無
35	望月	全普通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36	小諸商業		5	855	0	1,120,050	1,120,050	0	0	0	0	0	0	出納簿無
37	小諸	全普通	8	0	0	265,500	210,900	54,600	54,600	37,000	0	0	17,600	出納簿無
38	軽井沢	全普通	24	568	0	1,031,750	981,040	50,710	50,710	38,310	12,400	0	0	2・3年出納簿無、1年一部出納簿有
39	北佐久農業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40	岩村田	全普通	21	2,688	0	7,667,300	6,712,800	954,500	954,500	400,000	554,500	0	0	出納簿無
41	野沢北	全普通	27	5,423	32,500	15,960,340	13,268,760	2,691,580	2,724,080	1,414,000	761,800	0	548,280	出納簿有
42	野沢南	全普通	24	1,684	140,000	4,270,990	3,867,240	403,750	543,750	320,000	0	55,800	167,950	出納簿有
43	白田	全普通	14	79	0	150,600	128,450	22,150	22,150	0	0	22,150	0	出納簿無
44	小海	全普通	13	700	0	1,781,200	1,546,950	234,250	234,250	213,350	17,400	0	3,500	出納簿無
45	富士見	全普通	4	21	0	66,900	58,500	8,400	8,400	3,200	5,200	0	0	出納簿無
46	茅野	全普通	12	713	0	731,440	724,190	7,250	7,250	0	0	7,250	0	出納簿無

学校 番号	学校名	実施 回数	受験者数	前 期 繰越金 ①	受験料総額 ②	業者への 送金額 ③	業者からの 手数料 ④=②-③	収入合計 ⑤=①+④	収入合計⑤の使途			翌 期 繰越金 ⑨=⑤-⑥ -⑦-⑧	現金の管理方法 (出納簿の有無)	
									試験監督料 ⑥	生徒への 払戻 ⑦	学年会計へ の繰入 ⑧			
47	諏訪実業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
48	諏訪清陵	全普通	16	4,032	0	11,495,000	10,649,000	846,000	846,000	846,000	0	0	出納簿有	
49	諏訪二葉	全普通	17	3,831	97,250	10,904,600	9,523,850	1,380,750	1,478,000	1,006,700	0	112,900	358,400	1・2年出納簿有、3年出納簿無
50	下諏訪向陽	全普通	12	670	0	1,794,300	1,771,200	23,100	23,100	15,000	0	8,100	0	出納簿有
51	岡谷東	全普通	10	309	0	596,010	596,010	0	0	0	0	0	0	出納簿有
52	岡谷南	全普通	24	4,982	0	13,039,950	11,657,850	1,382,100	1,382,100	969,000	0	263,004	150,096	出納簿有
53	岡谷工業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
54	辰野	全普通	7	56	0	140,600	123,500	17,100	17,100	4,000	0	13,100	0	出納簿有
55	箕輪工業	全普通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
56	上伊那農業		3	178	0	314,000	300,950	13,050	13,050	13,050	0	0	0	出納簿無
57	高遠	全普通	8	295	0	512,000	501,850	10,150	10,150	9,900	0	0	250	出納簿無
58	伊那北	全普通	18	4,225	0	12,589,600	10,903,450	1,686,150	1,686,150	1,540,000	0	146,150	0	出納簿有
59	伊那弥生ヶ丘	全普通	20	2,823	0	9,061,726	6,495,360	2,566,366	2,566,366	517,494	2,048,872	0	0	出納簿有
60	赤穂	全普通	39	2,134	0	5,141,600	4,515,250	626,350	626,350	389,200	0	237,150	0	1・2年出納簿無(通帳管理)、3年出納簿無
61	駒ヶ根工業		5	467	0	447,730	447,730	0	0	0	0	0	0	出納簿無
62	松川	全普通	6	87	0	192,400	192,400	0	0	0	0	0	0	出納簿無
63	飯田	全普通	24	6,946	652,340	19,076,500	15,946,850	3,129,650	3,781,990	1,412,000	1,493,600	0	876,390	出納簿有
64	飯田風越	全普通	27	3,326	0	8,220,100	7,525,150	694,950	694,950	575,000	0	101,550	18,400	出納簿有
65	飯田工業		8	220	0	444,500	391,150	53,350	53,350	53,350	0	0	0	出納簿無
66	飯田長姫	全普通	8	1,222	0	1,897,200	1,885,600	11,600	11,600	0	0	11,600	0	1年出納簿有、2・3年出納簿一部有
67	下伊那農業		1	2	0	6,600	5,800	800	800	800	0	0	0	
68	阿智	全普通	10	172	10,070	423,900	408,140	15,760	25,830	0	0	25,830	0	出納簿無
69	阿南	全普通	13	164	0	441,900	383,950	57,950	57,950	47,300	10,650	0	0	出納簿無
70	蘇南	全普通	14	919	0	1,211,540	1,208,540	3,000	3,000	0	3,000	0	0	出納簿有
71	木曾	全普通	14	1,335	0	3,824,600	3,305,900	518,700	518,700	487,600	0	0	31,100	出納簿無(その都度精算)
72	木曾山林		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
73	塩尻志学館	全普通	28	2,475	0	4,204,830	4,035,070	169,760	169,760	77,000	40,950	51,810	0	出納簿有
74	田川	全普通	14	398	8,350	1,081,400	933,500	147,900	156,250	110,000	0	36,330	9,920	1・2年出納簿有、3年出納簿無
75	梓川	全普通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
76	松本工業		1	30	0	70,600	66,265	4,335	4,335	4,335	0	0	0	出納簿無
77	松本県ヶ丘	全普通	20	5,770	4,950	16,613,750	13,737,200	2,876,550	2,881,500	1,280,000	942,500	0	659,000	出納簿有、3年繰越金は同級会費補助金
78	松本美須ヶヶ	全普通	18	1,679	0	4,997,900	4,307,650	690,250	690,250	278,000	412,250	0	0	出納簿有
79	松本深志	全普通	18	5,234	0	14,532,100	12,025,780	2,506,320	2,506,320	1,521,500	933,420	0	51,400	出納簿有
80	松本蟻ヶ崎	全普通	25	4,571	10,800	10,777,710	10,064,910	712,800	723,600	320,000	58,000	331,700	13,900	出納簿有
81	松本筑摩	全普通	6	634	0	649,070	649,070	0	0	0	0	0	0	出納簿有
82	明科	全普通	10	820	0	1,345,540	1,345,540	0	0	0	0	0	0	1年出納簿無、2年出納簿一部有、3年出納簿無(領収書有)
83	豊科	全普通	22	763	51,771	1,737,000	1,510,769	226,231	278,002	136,000	0	55,652	86,350	出納簿有
84	南安曇農業		3	83	0	98,100	74,100	24,000	24,000	24,000	0	0	0	出納簿無
85	穂高商業		4	380	0	591,000	591,000	0	0	0	0	0	0	出納簿有
86	池田工業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
87	大町	全普通	16	2,324	0	6,580,650	5,962,150	618,500	618,500	568,400	0	0	50,100	1・3年出納簿無、2年出納簿有
88	大町北	全普通	10	119	0	265,800	229,280	36,520	36,520	9,520	27,000	0	0	出納簿有
89	白馬	全普通	9	352	0	594,300	594,300	0	0	0	0	0	0	出納簿有
合計			1,033	128,014	2,315,093	331,380,776	292,252,694	<b>39,128,082</b>	41,443,175	<b>26,130,289</b>	8,375,037	2,410,171	4,527,678	-

全日制普通科合計	987	124,010	2,315,093	325,945,346	286,985,599	38,959,747	41,274,840	25,992,954	8,344,037	2,410,171	4,527,678
全日制普通科 1校当たり	15	1,824	34,045	4,793,314	4,220,376	572,937	606,983	382,249	122,706	35,444	66,584

業者テストの収支はテストの内容や開催頻度によって次の3つの出納方法により管理されている。

#### A 学年会計包含型

まず、一般的に学年会計とは、学校が毎月定額を学年会費として生徒・保護者から徴収し、学校で一括購入や支払をすることが生徒・保護者にとって利便性のある副教材や問題集の購入、進路対策費、卒業記念品費などの支出に充てる会計をいう。学年会計包含型は、業者テストに係る収支をこの学年会計において管理している方法である。

#### B 個別徴収型

これは、業者テスト実施の都度、生徒等から受験料を徴収し、学年会計とは別の出納により管理する方法である。

#### C 包含・個別混在型

これは、上記AとBの二者の混合型であるが、主要な業者テストについては学年会計包含型により実施し、その他のテスト(例えば、受験する生徒に限られる特殊分野のテストなど)については、個別に徴収する方法である。

業者テストに係る①前期繰越金と④業者からの手数料の合計額(⑤収入額の合計)の用途は⑥試験監督料、⑦生徒への払戻、⑧学年会計への繰入となっている。

業者テスト実施校 78 校中、出納簿によりその収支を管理しているのは 50 校であり、同じ学校でも学年によって管理方法が異なる場合もある。出納簿のない学校は、実施回数、受験料総額の少ない学校に多いが、中には受験料総額が 100 万円を超えているにもかかわらず、出納簿がない学校もある(長野南高等学校、篠ノ井高等学校、上田東高等学校、小諸商業高等学校、岩村田高等学校、小海高等学校、木曾高等学校、以上 7 校)。

出納簿を設置していない学校においては、早急に出納簿による組織的な管理をすべきであるが、県教育委員会が統一的な管理基準と管理簿の雛型を示すべきである。

### 2-7-2 業者テストに係る出納管理について

実地に監査を実施した県立高等学校(以下、「当該県立高校」という。)の平成 14 年度の業者テスト(当該県立高校では「校外模試」と呼ばれている。)の実施状況は次のとおりである。

当該県立高校においては、主に土曜日、日曜日を利用して、第 1 学年 5 回、第 2 学年 11 回、第 3 学年 14 回 合計 30 回が実施されている。また、その出納は前述の「C 包含・個別混在型」により行われている。

受験パターン「\*」(別表中の記号)の模試は各学年の生徒全員を対象とした模試であり、あらか

じめ徴収されている学年会費から業者への送金と、教員への監督料(原則として1日10,000円、半日5,000円)が支払われている(「A 学年会計包含型」)。それ以外の模試は希望者模試であり、開催の都度、受験料を生徒から徴収して所定の金額を業者へ送金し、その残額から監督料を支出している(「B 個別徴収型」)。希望者模試は、学年会計とは別に模試担当者が現金により管理を行っているが、受験料から業者への送金額を差し引いた残額が監督料に満たない場合には、学年会計から監督料を支出している。他方、受験料から業者への送金、監督料を差し引いても残額がある場合には、「模試手数料」として学年会計の収入に繰入計上している。

このように、当該県立高校では個別徴収の収支も最終的には学年会計に包含される出納方式となっているため、業者テストの繰越金は学年会計の中で一括処理され、卒業時に未受験者への返金を含めて、生徒へ全額精算(返金)されている<sup>47</sup>。学年会計の予算執行に関わる通帳・出納簿は学年で管理し、年度末にPTA 監査を得て会計報告を実施している。

なお、模試に関わる登下校時における事故保険は未加入とのことである<sup>48</sup>。

---

<sup>47</sup> 学年によっては精算のために生徒個人別に支出入帳簿を作成している。

<sup>48</sup> 学校の管理下における通常の登下校時の災害は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる。

## (別表4)

## 当該県立高校 平成14年度 校外模試開催状況

第1学年

(単位:円)

回	月	日	曜日	受験者数	受験パターン	受験料		業者への送金額		差額		監督料		模試収入 ⑤=③-④
						単価	総額 ①	単価	総額 ②	単価	総額 ③=①-②	人数 (人)	総額 ④	
1	4	17	水	328	*	2,450	803,600	2,450	803,600	0	0	0	0	0
2	6	29	土	324	*	2,600	842,400	2,250	729,000	350	113,400	4	40,000	73,400
3	11	9	土	324	*	2,600	842,400	2,250	729,000	350	113,400	4	40,000	73,400
4	1	19	日	103		2,200	226,600	1,930	198,790	270	27,810	3	30,000	▲2,190
5	1	25	土	321	*	2,250	722,250	2,250	722,250	0	0	4	50,000	▲50,000
合計				1,400		12,100	3,437,250	11,130	3,182,640	970	254,610	15	160,000	94,610

第2学年

(単位:円)

回	月	日	曜日	受験者数	受験パターン	受験料		業者への送金額		差額		監督料		模試収入 ⑤=③-④
						単価	総額 ①	単価	総額 ②	単価	総額 ③=①-②	人数 (人)	総額 ④	
1	4	11	木	319	*	2,450	781,550	2,450	781,550	0	0	8	0	0
2	6	29	土	318	*	2,350	747,300	2,350	747,300	0	0	8	66,000	▲66,000
3	8	24	土	108		0	0	0	0	0	0	2	20,000	▲20,000
4	10	12	土	21		2,900	60,900	2,500	52,500	400	8,400	1	8,400	0
5	11	9	土	317	*	2,600	824,200	2,482	786,800	118	37,400	8	80,000	▲42,600
6	1	25	土	307	*	2,700	850,500	2,380	730,660	320	119,840	8	0	119,840
7	2	8	土	65		2,900	188,500	2,500	162,500	400	26,000	2	7,100	18,900
8	4	20	土	314	*	1,620	508,680	1,620	508,680	0	0	8	0	0
8	4	20	土	4		1,620	6,480	1,620	6,480	0	0	0	0	0
9	6	15	土	304	*	990	300,960	990	300,960	0	0	8	0	0
10	2	15	土	296	*	1,800	532,800	1,800	532,800	0	0	8	0	0
10	2	15	土	5		1,800	9,000	1,800	9,000	0	0	0	0	0
11	10	5	土	5		1,800	9,000	1,800	9,000	0	0	1	5,000	▲5,000
合計				2,383		25,530	4,819,870	24,292	4,628,230	1,238	191,640	62	186,500	5,140

第3学年

(単位:円)

回	月	日	曜日	受験者数	受験パターン	受験料		業者への送金額		差額		監督料		模試収入 ⑤=③-④
						単価	総額 ①	単価	総額 ②	単価	総額 ③=①-②	人数 (人)	総額 ④	
1	4	20	土	300	*	2,000	600,000	1,800	540,000	200	60,000	8	40,000	20,000
2	5	3	金	32		2,900	92,800	2,425	77,600	475	15,200	1	10,000	5,200
3	6	1	土	19		3,200	60,800	2,800	53,200	400	7,600	1	10,000	▲2,400
4	6	8,9	土,日	310	*	3,100	961,000	2,900	899,000	200	62,000	8	120,000	▲58,000
5	7	20,21	土,日	307	*	3,100	951,700	2,900	890,300	200	61,400	8	128,000	▲66,600
6	8	10,11	土,日	51		2,650	135,150	2,200	112,200	450	22,950	3	30,000	▲7,050
7	8	10,11	土,日	16		2,700	43,200	2,300	36,800	400	6,400	3	30,000	▲23,600
8	8	17,18	土,日	304	*	3,300	1,003,200	2,900	881,600	400	121,600	8	120,000	1,600
8	8	31	土	304	*	3,400	1,033,600	3,000	912,000	400	121,600	8	80,000	41,600
9	9	21	土	291	*	2,000	582,000	1,800	523,800	200	58,200	8	40,000	18,200
10	10	12	土	304	*	3,400	1,033,600	3,000	912,000	400	121,600	8	80,000	41,600
11	10	19,20	土,日	309	*	3,300	1,019,700	2,900	896,100	400	123,600	8	120,000	3,600
12	11	9,10	土,日	55		2,650	145,750	2,200	121,000	450	24,750	5	50,000	▲25,250
	11	9,10	土,日	28		2,800	78,400	2,200	61,600	600	16,800	2	20,000	▲3,200
	11	9,10	土,日	22		3,200	70,400	2,800	61,600	400	8,800	2	20,000	▲11,200
13	12	14,15	土,日	297	*	1,900	564,300	1,500	445,500	400	118,800	8	120,000	▲1,200
14	1	4,5	土,日	300	*	1,700	510,000	1,300	390,000	400	120,000	8	120,000	0
合計				3,249		47,300	8,885,600	40,925	7,814,300	6,375	1,071,300	97	1,138,000	▲66,700

1～3学年合計	7,032			17,142,720		15,625,170		1,517,550		1,484,500		33,050
---------	-------	--	--	------------	--	------------	--	-----------	--	-----------	--	--------

- ① 受験パターン欄の\*は学年当初学年会費として一括徴収し、学年会計より支払を行っている。  
 ② その他の試験は受験希望者からその都度受験料を徴収し、模試担当者が現金により管理している。  
 ③ 監督手数料は原則として1人1日10,000円、半日5,000円である。  
 ④ 施設使用申請や使用料の支払は無い。  
 ⑤ 未受験者には年度末に受験料を返金している。  
 ⑥ 模試に関わる登下校時における事故保険は未加入である。  
 ⑦ 予算執行に関わる通帳・出納簿は学年で管理し、PTA監査を得て会計報告を実施している。  
 ⑧ 繰越金については、学年会計の中で一括処理しており、卒業時に全額精算としている。

### 2-7-3 業者テストの取扱いに関する問題点

#### ① 行政財産の使用許可、使用料の徴収がなされていないこと

学校という行政財産を使用し、教員を試験監督官として動員しているにもかかわらず、業者(私人)に対して、県教育委員会は、その使用許可や使用料の徴収を行っていない。これに対して県教育委員会は、「業者テストは生徒の全国的なレベルでの学力を把握し、生徒の進路指導に資する目的で実施していることから、目的外使用許可手続きは不必要と考えている。現在の大学への進路指導上、業者テストの結果は必要不可欠なデータであり、また、テストの実施も送付された試験用紙を、教員の指導・監督のもと生徒が解答するものであり、業者は返送された試験用紙を採点しデータを加工するのみであり、施設の使用は、教員及び生徒だけである。以上から、本来の施設使用者が教育目的の達成のために使用するものであり、目的外使用許可は必要ないものとする。」との見解を示している。

この見解そのものは合理的である。しかし、他方で、学校が主催者であるならば、業者テストに係る金銭の授受を公金として扱うべきであり、公金外で処理していることとの整合性が問われる。以下で示す問題点を踏まえて、業者テストという事業のあり方、特に金銭の授受について、総合的な整理が必要である。

#### ② 業者からの手数料が県の歳入として管理されていないなど、収支を公金として処理していないこと

すでに述べたとおり、業者からの手数料を県教育委員会の歳入として管理していないなど、業者テストに係る一切の収支が公金として処理されていない。また、実際の処理も、業者テスト専用の出納簿や学年会計の出納簿など各校がそれぞれの方法によって出納管理を行っており、組織的な管理がなされていない。

#### ③ 監督料の源泉徴収を行っていないこと

試験監督を行った教員へ支給されている監督料(総額 26,130 千円。別表 4 太枠)は所得税法上の給与所得として、給与支払者に源泉徴収義務が発生するが、業者テストの事業主体が県(学校)なのか、あるいは業者なのか不明確であるためか、源泉徴収が行われていない状況にある。

### 2-7-4 公金の収支として検討すべきこと

業者テストは、生徒や保護者の希望に基づき、教員の指導のもと実施されており、前述の開催状況を見ても、進路指導の一環として、もはやその実態は学校の事業の一部を構成していると認められる。しかし、業者テストの実施は正式には県立学校の事業と位置付けられていないため、形式と実態がかい離し、実施事業の主体が業者なのかあるいは学校なのか、その位置付けが不明確な状態が長年にわたって継続している。上記の①から③の問題はすべてここに起因しており、これ

らを解決するために、県が進学模擬試験を県立学校の事務として位置付け、業者へ委託することにより実施する方法を検討する必要がある。

例えば、県が受験料を徴収し、進学模擬試験を業者に委託して実施すれば、学校を使用する際の学校財産の使用許可、使用料の徴収は不要となる。もちろん、この場合、試験会場は県の施設を用いるのであるから、業者テストの一般の受験料(業者が自らの教室を用いて、一般に公開して行なう模擬試験の受験料など)よりも易く調達できるよう工夫する必要がある。

また、現在業者テストの実施は、進路指導担当の教員が過年度の実績等を踏まえて業者選定を行っているが、学校による業者への委託業務になれば、地方自治法(若しくは県の財務規則等)に基づく契約事務として競争入札が原則となり、若しくは随意契約によるとしても複数の見積りの取得などによって、調達事務の公正がより強く確保され、さらには、競争原理が働いて受験料の一層の引下げにつながる可能性もある。

さらに、1回当たりの受験料は2,000円から3,000円であるが、進学校の2年生、3年生では年間10回以上の業者テストが開催される場合もあり、授業料を免除されている家庭におけるこの負担は決して軽いものではないため、業者テストの負担に係る問題を総合的に解決することも可能となる。

他方、教員の勤務の問題については、県の委託事業として業者テストを行えば、試験監督業務は教員の本来の職務の一環と位置付けられる。これにより、土曜日・日曜日の週休日に業者テストを実施する場合には、週休日の勤務命令を出すことによって、その都度週休日の振替を行えば、監督料を支給する必要もなくなる。

以上から、生徒の進路指導は高等学校における重要な教育施策の一つであり、業者テストについて県の事業として実施し、その収支については公金として取り扱うことを検討されたい。

#### 2-7-5 私費会計について

なお、県立学校の運営に要する経費は、設置者である県が負担することが原則である<sup>49</sup>が、学校には公費とは別に、生徒又は保護者が負担する経費「私費」が存在する。「私費」のうち、受益者負担の考え方にに基づき、生徒又は保護者が負担することが適当と認められる経費を「学校徴収金」<sup>50</sup>といい、業者テスト受験料や副教材費等はこれに属するものである。また、全生徒が参加する修学旅行の積立金のように、けっして僅少とはいえないものも「学校徴収金」として徴収され、公費とは別に「私費」として管理されている。

平成13年度の文部科学省の調査<sup>51</sup>では教育職員の生徒会費、修学旅行積立金などの不正流

<sup>49</sup> 学校教育法第5条。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

<sup>50</sup> 「私費」には「学校徴収金」の他にPTA、同窓会などの団体に対する「団体徴収金」がある。

<sup>51</sup> 文部科学省初等中等教育企画課「平成13年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について

用、着服、横領といった事故が報告されている。今回、当監査人による監査としては、業者テスト以外の「学校徴収金」については監査を実施することはできなかったが、「学校徴収金」のうち金額が僅少でないものについては、会計事故を未然に防ぎ、保護者に対する説明責任を果たすために、公金として取り扱うべき収支がないかを検討すべきである。

参考に、業者テストに関する国の見解を掲載しておく。国の見解は、事故防止に留意のうえ、進路対策の業者テストについては、実施が可能であるというものである。

すなわち、文部科学省児童生徒課指導調査係（進路指導関係担当）の説明（県職員による照会の回答）によれば、県立高校で実施する業者テストは、基本的には、平成5年2月「高等学校の入学選抜について」（事務次官通知）によるべきで、この通知のうち、「業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について」の箇所は、中学校で実施する業者テストに触れているが、基本的な考え方は高校で実施する業者テストについても同様であるとしている。

この通知によれば、「中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり、授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし、また、教職員は業者テストの費用の徴収や監督、問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。そのため、学校管理運営及び教職員のサービスの適正が図られるよう直ちに改善すること。」としている。

しかし、文部科学省児童生徒課指導調査係（進路指導関係担当）の説明によれば、「ただし、その地域性から見て高校で実施される進学対策のためのテストは、全国的な規模であり、かつ進路指導上の参考に供するためのもので、いわゆる「業者テスト」というより「校外模試」というべきもので、一概に否定するものではない。実施にあたっては、授業時間中及び教職員の勤務時間中に実施してはならない。」とのことである。

以上から、国は、「校外模試」については、教員の勤務時間中に実施することは許されないとする解釈であるが、正式な学校（若しくは県教育委員会）の事業として実施するもとし、その道具として業者テスト（問題の提供、採点等）を調達し、教員が試験監督する方法であれば、教員を週休日に出勤させ、教員の勤務として監督等の業務に当らせ、一切の金銭を公金として扱うことができる可能性もあると考えられる。

## 2-8 学校で受け入れている教育実習に係る謝金（5 百万円）について検討すべきこと

県立学校が大学から受け入れている教育実習について監査を実施したところ、個別・具体の指摘事項はないが、これを学校の所管事務として受け入れ、大学からの謝金等（5 百万円）は公金と

---

て」。

して取り扱うことを検討すべきである。

#### 2-8-1 教育実習生の受け入れと管理

大学の学生が教諭の普通免許状を取得する場合、必要な科目の単位の一つとして「教育実習」がある<sup>52</sup>。県立高等学校においても、卒業生が大学に進学し、教諭免許を取得するために教育実習を受ける必要が生じることがあり、高等学校としても全面的な協力をしている。そのこと自体には何ら問題はなく、卒業生とはいえ、学校教育の一環として卒業後のフォローをすることは、当監査人も誠に好ましいことと考える。

他方、教育実習の受け入れにかかる法令及び国の通知等が存在しないため、教育実習に係る金銭の授受に若干の混乱があるように思えたので監査を実施した。

まず、教育実習に係る法令及び国の通知等の根拠は特に存在しないため、高等学校が教育実習生を受け入れなければならないという義務的なものではない。そうしたなか、実際には、大学から高等学校へ教育実習生受け入れについての依頼があった場合、高等学校(校長)が大学へ受け入れの承認を行い、実習生を受け入れている(受け入れを拒否した例は聞かれない。なお、受け入れ校の多くは実習生の出身校である。)

実習の際、受け入れ高等学校は大学側から教育実習費<sup>53</sup>として謝金等(「委託金」と呼称する大学もある。)を受領しており、その受け入れ、使途について監査を実施した。

平成14年度における教育実習受入校、実習生数、大学からの謝金等の額及び使途の状況は下記のとおりである。

- ① 教育実習を受入れた県立学校の数
  - 高等学校 75校(89校中)
  - 盲・聾・養護学校 10校(18校中)
  - 合計 85校(107校中、79パーセントに相当する。)
  
- ② 実習生の数
  - 合計527名
  
- ③ 謝金等の額
  - 総額 5,414,810円
  - (一人当たり平均額 10,275円)
  - なお、謝礼を出さない大学もある。

<sup>52</sup> 教育職員免許法第5条及び教育職員免許法施行規則第6条。

<sup>53</sup> 教育実習費は、大学での実習手続きの際に実習生が大学へ納入しているケースが多い。

④ 主な使途

- ・教育実習生の教材費、参考資料購入費。
- ・教育実習生の激励会費・反省会費の補助。
- ・指導教科への支出。
- ・事務費。

なお、謝金の受け入れのない学校または謝金の少ない学校では、通常の授業で使用する範囲内については公費で措置している。

(別表5)

## 平成14年度 長野県立学校における教育実習生の受け入れ状況

種別	No	学 校 名	平成14年度		平成13年度		平成12年度		出納簿
			実習生	謝金総額	実習生	謝金総額	実習生	謝金総額	
高 等 学 校	1	飯山照丘	0	0	1	15,000	0	0	なし
	2	飯山北	6	53,500	11	127,440	11	139,000	あり
	3	飯山南	3	36,000	2	31,000	5	62,000	入金簿
	4	下高井農林	1	5,000	0	0	0	0	あり
	5	中野	0	0	0	0	0	0	
	6	中野実業	1	10,000	2	20,000	2	26,000	一時的
	7	中野西	6	74,000	11	不明	8	不明	記録簿
	8	須坂商業	0	0	1	10,000	0	0	なし
	9	須坂東	2	25,000	3	27,000	2	20,000	なし
	10	須坂	14	152,000	25	248,300	19	184,000	なし
	11	須坂園芸	2	30,000	2	20,000	1	10,000	なし
	12	北部	0	0	0	0	0	0	
	13	長野吉田	13	99,500	12	83,000	17	不明	なし
	14	長野	17	160,900	13	122,000	14	167,000	あり
	15	長野西	15	158,000	15	178,000	17	不明	なし
	16	長野商業	5	50,000	5	50,000	9	90,000	なし
	17	長野東	5	54,000	3	31,000	7	87,000	なし
	18	長野工業	5	33,000	2	20,000	1	10,000	なし
	19	中条	2	10,000	0	0	0	0	なし
	20	犀峡	0	0	0	0	0	0	
	21	長野南	4	40,000	4	40,000	8	80,000	なし
	22	篠ノ井	11	131,000	17	212,000	12	150,000	なし
	23	更級農業	1	18,000	1	10,000	0	0	なし
	24	松代	2	20,000	3	30,000	1	10,000	なし
	25	屋代	17	158,500	25	264,820	10	105,000	なし
	26	屋代南	0	0	1	16,000	1	10,000	なし
	27	坂城	1	10,000	1	10,000	0	0	なし
	28	上田千曲	4	55,000	3	35,000	3	30,000	なし
	29	上田	22	250,940	21	不明	27	不明	なし
	30	上田染谷丘	13	165,000	9	110,000	20	231,000	ある
	31	上田東	11	130,000	6	69,000	5	55,000	あり
	32	丸子実業	5	50,000	3	30,000	1	10,000	なし
	33	東部	1	11,000	0	0	0	0	あり
	34	蓼科	0	0	1	10,000	0	0	なし
	35	望月	0	0	0	0	0	0	
	36	小諸商業	2	20,000	0	0	1	10,000	なし
	37	小諸	15	142,000	12	123,000	5	不明	あり
	38	軽井沢	1	12,000	4	35,000	0	0	なし
	39	北佐久農業	1	10,000	3	30,000	2	20,000	なし
	40	岩村田	11	110,000	8	80,000	8	80,000	なし
	41	野沢北	19	200,000	17	184,600	18	177,000	単年度
	42	野沢南	4	34,000	7	88,000	0	0	あり
	43	臼田	1	8,000	0	0	2	10,000	なし
	44	小海	4	40,000	2	18,000	2	25,000	なし
	45	富士見	0	0	0	0	2	10,000	あり
	46	茅野	2	27,000	1	10,000	1	10,000	あり
	47	諏訪実業	2	20,000	1	10,000	2	20,000	なし
	48	諏訪清陵	6	52,600	7	67,000	13	119,000	入金簿
	49	諏訪三葉	8	100,000	18	111,000	21	不明	なし
	50	下諏訪向陽	5	75,000	5	75,000	4	60,000	あり
	51	岡谷東	2	29,000	3	35,000	3	35,000	なし
	52	岡谷南	11	107,000	7	65,000	14	135,000	なし
	53	岡谷工業	1	11,000	0	0	4	46,000	なし
	54	辰野	4	35,000	5	56,000	0	0	なし
	55	箕輪工業	2	18,000	0	0	2	19,000	あり
	56	上伊那農業	9	82,000	6	70,000	3	24,000	あり
	57	高遠	2	18,000	2	20,000	1	8,000	ない
	58	伊那北	12	122,000	14	168,940	17	198,000	なし
	59	伊那弥生	15	175,000	15	171,000	11	135,000	あり

種別	No	学 校 名	平成14年度		平成13年度		平成12年度		出納簿
			実習生	謝金総額	実習生	謝金総額	実習生	謝金総額	
	60	赤穂	6	60,000	7	70,000	9	90,000	なし
	61	駒ヶ根工業	0	0	1	3,000	0	0	あり
	62	松川	1	0	4	40,000	0	0	なし
	63	飯田	17	144,000	20	212,500	17	187,000	なし
	64	飯田風越	15	165,000	13	143,000	11	121,000	なし
	65	飯田工業	1	12,000	1	10,000	2	20,000	なし
	66	飯田長姫	7	72,000	3	35,000	6	60,000	なし
	67	下伊那農業	4	46,000	1	10,000	1	10,000	なし
	68	阿智	0	0	0	0	1	16,000	なし
	69	阿南	0	0	0	0	0	0	
	70	蘇南	1	10,000	3	30,000	1	15,000	なし
	71	木曽	6	86,000	6	不明	8	不明	なし
	72	木曽山林	0	0	1	10,000	2	0	なし
	73	塩尻志学館	0	0	4	35,000	1	10,000	なし
	74	田川	4	56,000	15	198,000	7	97,000	なし
	75	梓川	1	5,000	0	0	2	10,000	なし
	76	松本工業	2	24,000	3	32,000	6	60,500	なし
	77	松本県ヶ丘	27	242,500	18	196,000	22	224,600	なし
	78	松本美須々	7	70,000	13	130,000	12	120,000	なし
	79	松本深志	27	285,500	20	213,000	25	291,000	あり
	80	松本蟻ヶ崎	19	213,070	16	189,000	12	133,000	なし
	81	松本筑摩	1	10,000	0	0	1	7,000	なし
	82	明科	2	20,000	3	32,000	2	19,000	なし
	83	豊科	6	89,000	3	41,000	7	88,000	なし
	84	南安曇農業	6	73,800	4	38,000	7	70,000	なし
	85	穂高商業	1	10,000	2	25,000	2	20,000	なし
	86	池田工業	1	15,000	0	0	0	0	なし
	87	大町	12	121,000	12	130,000	13	145,000	なし
	88	大町北	1	10,000	1	10,000	0	0	なし
	89	白馬	1	10,000	1	8,000	1	10,000	なし
		小計	504	5,287,810	515	5,077,600	515	4,441,100	
養・ろう・盲学校	90	長野盲学校	0	0	0	0	0	0	
	91	松本盲学校	0	0	0	0	0	0	あり
	92	長野ろう学校	1	5,000	記録なし	記録なし	記録なし	記録なし	あり
	93	松本ろう学校	0	0	0	0	0	0	
	94	長野養護学校	1	10,000	2	20,000	2	26,000	通帳
	95	伊那養護学校	0	0	3	33,000	1	10,000	あり
	96	松本養護学校	2	20,000	0	0	2	21,000	通帳
	97	上田養護学校	5	記録なし	5	記録なし	7	記録なし	なし
	98	飯田養護学校	8	51,000	5	20,000	記録なし	記録なし	あり
	99	安曇養護学校	1	11,000	0	0	2	20,000	あり
	100	小諸養護学校	0	0	1	16,000	0	0	あり
	101	飯山養護学校	1	10,000	0	0	1	10,000	帳簿処分済
	102	諏訪養護学校	2	10,000	1	5,000	0	0	なし
	103	木曽養護学校	1	記録なし	1	記録なし	0	0	なし
	104	花田養護学校	1	10,000	1	3,000	1	10,000	あり
	105	稲荷山養護学	0	0	0	0	2	21,000	あり
	106	若槻養護学校	0	0	0	0	0	0	あり
107	寿台養護学校	0	0	1	10,000	0	0	なし	
		小計	23	127,000	20	107,000	18	118,000	
		合計	527	5,414,810	535	5,184,600	533	4,559,100	

過去 3 年間について調査を行った結果は次のとおりである。

平成 12 年、平成 13 年について、謝金等の詳細が不明となっている学校がある(中野西高等学校、長野吉田高等学校、長野西高等学校、上田高等学校、小諸高等学校、諏訪二葉高等学校、木曾高等学校の 7 校)。また、「出納簿(入金簿を含む)によって管理している」という回答があった学校は 85 校中 29 校に留まっている。出納管理は受け入れ担当教科、事務長等によって行われており、通帳管理がなされている学校が多い。また、平成 15 年度より大学からの謝金等は受け取らない方針の学校もある(また、これを受けてか、謝金等の支払いを取りやめた大学もある)。出納に関する資料を通査したところ、謝金等は概ね教材資料費等として教育実習生の人数に応じて指導教科に配分されているが、指導教科においてどんな支出に充てられているのかは明らかではない。

#### 2-8-2 教育実習の謝金等の使途

実地に監査を実施した県立高等学校(以下、「当該県立高校」という。)の平成 14 年度の教育実習生の受け入れ状況は次のとおりであった。同校では学校独自の判断により、平成 15 年度から謝金等の受領をしないこととしている。

当該県立高校における平成 14 年度の教育実習生受け入れ状況

① 実習生の大学及び実習生数:

9 国立大学 12 名、5 私立大学、5 名、合計 17 名

② 教育実習期間

平成 14 年 5 月 20 日(月)から平成 14 年 5 月 31 日(金)まで

③ 謝金等の受領額及び支出

○収入 160,900 円

大学名	実習生 1 人 当たり謝金	実習生数	金額
国立大学 A	10,000 円	2 名	20,000 円
B	9,000 円	2 名	18,000 円
C	6,300 円	1 名	6,300 円
D	5,000 円	2 名	10,000 円
E	10,000 円	1 名	10,000 円
F	12,000 円	1 名	12,000 円
G	10,000 円	1 名	10,000 円

H	11,000 円	1 名	11,000 円
I	11,600 円	1 名	11,600 円
私立大学a	10,000 円	1 名	10,000 円
b	10,000 円	1 名	10,000 円
c	12,000 円	1 名	12,000 円
d	10,000 円	1 名	10,000 円
e	10,000 円	1 名	10,000 円
合計	—	17 名	160,900 円

○支出 160,900 円

教科	謝金等	実習生数	用途
国語	30,000 円	3 名	授業研究会補助
社会	25,300 円	3 名	書籍購入補助
数学	9,000 円	1 名	学事関係要録購入、日数 教会費補助
理科	39,000 円	4 名	書籍購入補助、授業研究 会補助
体育	10,000 円	1 名	石灰購入補助
芸術	10,000 円	1 名	実習授業消耗品購入補助
外国語	26,000 円	3 名	Genius 英和大辞典購入補 助、新英和大辞典購入補 助
商業	11,600 円	1 名	静電気クリーナー、マウスパ ット、ワープロ検定問題集、 授業研究会補助
合計	160,900 円	17 名	—

※社会、数学、外国語は教科出納簿として一括処理している。他の教科では出納簿による管理は行われていない。

当該県立高校では、大学からの謝金等は実習生を受け入れる教科の収入となり、教科別の会計<sup>54</sup>係が出納簿等により管理している。社会科の出納簿を調査したところ、平成14年度の実習生3名の謝金等25,300円は書籍購入の補助に充てられており、特に指摘する事項や問題点は見当た

<sup>54</sup> 教科別の会計とは、各教科の教員が消耗品や懇親会等の支出に備えて、毎月定額を積み立てている会計のことである。